

出願資格

公募制推薦入試（次のいずれかに該当する者）

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を令和 5 年 3 月以降に卒業した者及び令和 6 年 3 月卒業見込みの者で、学校長の推薦を受けた者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を令和 5 年 3 月以降に修了した者及び令和 6 年 3 月修了見込みの者で、学校長の推薦を受けた者
- ※いずれも、出願時に出身学校の全体の学習成績の状況について指定はありません。
- 〔専願型〕 合格した場合は、必ず本学の合格した学部・学科に入学する者
- 〔併願型〕 他大学との併願は可能

専門学科、総合学科推薦入試（次のいずれかに該当する者）

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校の専門教育を主とする学科または総合学科を令和 5 年 3 月以降に卒業した者及び令和 6 年 3 月卒業見込みの者で、学校長の推薦を受けた者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を令和 5 年 3 月以降に修了した者及び令和 6 年 3 月修了見込みの者で、学校長の推薦を受けた者
- ※いずれも、出願時に出身学校の全体の学習成績の状況について指定はありません。
- 〔専願型〕 合格した場合は、必ず本学の合格した学部・学科に入学する者
- 〔併願型〕 他大学との併願は可能

総合型入試、特別奨学生入試、一般入試（次のいずれかに該当する者）

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者及び令和6年3月卒業見込みの者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和6年3月修了見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和6年3月31日までに該当する見込みの者
- 具体的には、以下に掲げる①～⑦のいずれかに該当する者
- ①外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ④文部科学大臣の指定した者
 - ⑤高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - ⑥学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ⑦本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者、及び令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者で、令和6年3月31日までに18歳に達する者
- ※上記⑦において、本学の個別の入学資格審査により出願を希望する場合は、各入試日程の出願開始日までに個別の資格審査のための書類提出が必要となります。詳しくは入試・広報部まで問い合わせてください。

総合型入試

- 〔専願型〕 合格した場合は、必ず本学の合格した学部・学科に入学する者
- 〔併願型〕 他大学との併願は可能

大学入学共通テスト利用入試（次の要件を満たしている者）

令和6年度大学入学共通テストに出願し受験予定の者または受験した者

（令和5年度以前の大学入学共通テスト及び大学入試センター試験の結果は利用できません）

※本学の個別の入学資格審査により出願を希望する場合は、大学入学共通テストの出願3週間前までに個別の資格審査のための書類提出が必要となります。詳しくは入試・広報部まで問い合わせてください。

社会人入試（次の要件を満たしている者）

（1）令和5年4月1日現在で満20歳以上であり、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有し、令和5年4月1日において2年以上の社会人経験（家事・家業・アルバイト従事を含む）を有する者

（2）医療職への強い意欲をもち、心身ともに健康で学習を継続しうる者

※本学の個別の入学資格審査により出願を希望する場合は、各入試日程の出願開始日までに個別資格審査のための書類提出が必要となります。詳しくは入試・広報部まで問い合わせてください。

本学の入学志願者は各学部のアドミッションポリシーを理解し出願してください。

身体に障がいのある方で、受験時や入学後の学修に際して、特別の対応や配慮を希望する場合は、出願前に必ず入試・広報部に相談のうえ、必要書類を提出してください。